

○地域司法拡充基金設置規則

(名称)

第1条 この基金の名称は、「地域司法拡充基金」(以下「基金」という。)とする。

(目的)

第2条 基金は、国民の司法アクセスが困難な地域等(以下「司法過疎地域等」という。)において、司法サービスの提供に取り組む司法書士及び司法書士法人並びに司法書士会(ブロック会を含む。以下同じ。)及び日本司法書士会連合会(以下「連合会」という。)の活動を推進することを目的とする。

(管理)

第3条 基金は、地域司法拡充基金特別会計において管理する。

(財源)

第4条 基金は、地域司法拡充基金特別会計を財源とする。

(支出)

第5条 基金の支出は、次に掲げるものとする。

- (1) 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士及び司法書士法人が司法過疎地域等で司法書士業務を開始するための資金の貸付金(開業貸付金)
- (2) 前号の司法書士が安定的に司法書士業務を行うための資金の貸付金(定着貸付金)
- (3) 連合会が司法過疎地域等で司法書士の法的サービスを継続的に提供する拠点として設置する司法書士事務所(公設事務所)の開設及び運営の費用
- (4) 連合会が実施する司法過疎地域等における相談事業費
- (5) 司法書士会が実施する司法過疎地域等における相談事業の助成金
- (6) 司法過疎地域等で司法書士業務を開始しようとしている者の養成のために、次条の委員会が指定した、その指導をする司法書士及び司法書士法人への助成金
- (7) 司法過疎地域等で開業を予定する者に対して実施する司法過疎地域及び周辺地域(司法過疎地を抱える司法書士会内の中核都市を含む。)の事務所における日司連新人研修規則第7条第2項の研修の指導員として、次条の委員会が指定した司法書士及び司法書士法人への助成金
- (8) 第6号及び前号の指導を受ける者への助成金
- (9) その他、基金の目的を達成するために連合会理事会(以下「理事会」という。)が必要と認めた費用

(委員会の設置)

第6条 連合会は、基金の円滑な運営を行うため、地域司法拡充基金運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会の委員は、連合会の理事会を組織する役員及び司法書士会の会員のうちから理事会において選任する。

- 2 委員の員数は5名以上10名以内とし、うち1名を連合会の副会長、2名以内を連合会の理事から選任する。
- 3 委員の任期は、第1項により選任した理事会を組織する役員の任期と同一とする。ただし、委員会の委員が任期の満了又は辞任により退任したときは、後任者が就任するま

でその職務を行う。

(委員会の構成)

第8条 委員会には委員長1名を置き、副委員長2名以内を置くことができる。

2 委員長は会長が任命し、副委員長は委員長が指名する。

(委員長、副委員長の職務)

第9条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統轄する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故のあるときは、あらかじめ委員長の定めた順序により委員長の職務を行う。

(委員会の招集)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会を招集しようとするときは、開会の日時、場所、会議の目的等を、その会日より2週間前までに委員に通知する。ただし、緊急を要するとき又は委員全員の同意のあるときは、この限りではない。

(定足数及び決議)

第11条 委員会は委員の半数以上の出席によって成立し、その議決権の過半数で決する。

2 委員長は委員会の委員全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。

3 前項の場合において、決議の目的である事項について委員の過半数が書面をもって同意をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

(委員会の職務)

第12条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 基金の支出等（貸付及び返済等）に関する事項
- (2) 理事会への意見及び報告等に関する事項
- (3) その他第2条に定める目的を達成するために必要な事項

(委員会規則の適用)

第13条 委員会の組織運営に関し、この規則に定めのない事項は日司連委員会規則による。

(細則の制定)

第14条 基金を運営するために必要な事項は、別に細則で定める。

(貸付金の返済並びに猶予及び免除等)

第15条 連合会は、第5条第1号及び第2号の貸付金について、細則の定めるところにより、返済を受ける。

2 連合会は、理事会の決議をもって、前項の貸付金の全部又は一部について、細則の定めるところにより、返済を猶予又は免除することができる。

3 連合会は、第5条第8号の助成金について、細則に定める事由が生じた場合、返還を求めることができる。

(報告義務等)

第16条 第5条第1号及び第2号に定める貸付を受ける司法書士及び司法書士法人は、細則の定めるところにより、年1回以上業務に関する収支状況を連合会に報告しなければならない。また、委員会から要請があったときは、いつでも連合会に対して業務に関

する報告をしなければならない。

2 連合会は、第5条第6号及び第7号に定める助成を受ける司法書士及び司法書士法人並びに第5条第8号に定める助成を受ける者に対して、細則の定めるところにより、報告を求めることができる。

3 連合会は、前2項の報告がなされない場合、もしくは報告内容に虚偽があった場合は、助成金の全額の返還を求め、貸付金の残額の一括返済を求めることができる。

(規則の改正及び基金の廃止)

第17条 この規則を改正する場合は理事会の議決を経なければならない。

2 基金の廃止については、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年2月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成25年1月29日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成28年7月29日から効力を生ずる。